

医療保険 料金表（すべて10割負担の場合を示しています。）

看護師等が訪問看護を行った場合

料 金		
週3日まで	5,550円	夜間（午後6時から午後10時）、 早朝（午前6時から午前8時）の場合 2,100円 深夜（午後10時から午前6時）の場合 4,200円 基本料金に加算します。
週4日以上	6,550円	
管理療養費（月初回）	7,670円	
管理療養費（2日以降）	3,000円	

その他の加算金額

24時間対応体制加算 24時間連絡体制があり、利用者の同意のもとに緊急時訪問等を必要に応じて行う場合	1月につき6,800円
緊急訪問看護加算 緊急訪問看護を行った場合	イ 月14日まで2,650円 ロ 月15日以降2,000円
特別管理加算 特別な管理を必要とする利用者（厚生大臣が定める状態にある方に限りま す。）に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合	1月につき 2,500円もしくは 5,000円
複数回訪問加算 厚生大臣が定める状態にある、特別訪問看護指示書の期間中に複数回訪問 看護を行う場合	1日に2回4,500円 1日に3回8,000円
長時間訪問加算 1回の訪問看護が長時間を必要とする場合	週1回5,200円
複数名訪問看護加算 1名の看護師等による訪問看護が困難な利用者に複数名で同時に訪問看護 を提供する場合	週1回4,500円 週3回3,000円
退院時共同指導加算 病院、診療所または介護老人保健施設に入所中または入所中の利用者に対 して、主治医などと連携して在宅生活における必要な指導を行った場合	8,000円 (2回まで)
退院支援指導加算 退院日に療養上必要な指導を行った場合	6,000円
訪問看護療養費（外泊中の入院患者に対する訪問看護） 退院後に訪問看護を受けようとする入院患者が、在宅療養に備えて一時的 に外泊（1泊2日以上）をする際に、看護師等が訪問看護を行った場合	外泊日 8,500円
在宅患者連携指導加算 利用者または家族に指導等を行うとともに、その内容を多職種に情報提供 した場合	1月に1回 3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 急変や診療方針の変更等に伴いカンファレンスを行い、より適切な診療方 針とし情報を共有する場合	月に2回 2,000円
乳幼児加算（6歳未満）	1,500円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ） 主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制に ある場合	780円/月
訪問看護情報提供療養費 ①市町村・都道府県又は指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事 業者 ②学校等 ③保険医療機関等 に対して、訪問看護に関する情報を 提供した場合	月に1回 1,500円
訪問看護ターミナル療養費 利用者本人の意思決定を基に家族や他の関係者と連携の上対応した場合	25,000円

その他の費用（実費）

事業所の営業時間外	土曜日（12：30～17：30）	1回につき2,000円
	日曜日・祝日	1回につき3,000円
	年末年始（12/30～1/3）	
交通費	①片道 3km未満	なし
	②片道 3～10km	100円
	③片道 10km以上（5km毎）	100円加算
キャンセル料	連絡がなかった場合	1,000円
医療材料・衛生材料	不足分実費 ※かかりつけの医師から処方されたものをご用意ください	
死後の処置	10,000円	

介護保険料金表（すべて10割負担の場合を示しています。）

看護師等が訪問看護を行った場合

所要時間	基本料金		夜間（午後6時から午後10時）、 早朝（午前6時から午前8時）の場合 基本料金の25% 深夜（午後10時から午前6時）の場合 基本料金の50%を基本料金の50%に加算します。 * 理学療法士等が介護予防訪問看護または訪問看護を行った場合は80円の減算になります。 * 理学療法士等が利用開始日に属する月から12か月超えの利用者に介護予防訪問看護を行った場合は1回につき150円の減算となります。
	介護予防 訪問看護	訪問看護	
20分未満	3,030円	3,140円	
30分未満	4,510円	4,710円	
30分以上1時間未満	7,940円	8,230円	
1時間以上 1時間30分未満	10,900円	11,280円	
理学療法士等			
1単位（20分以上）	2,840円	2,940円	
2単位（40分以上）	5,680円	5,880円	

上記料金表の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者の居宅サービス

計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

その他の加算金額

複数名訪問加算 1人の利用者に対して、 ①同時に2名の看護師等（保健師、看護師、准看護師または理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士）または ②看護師と看護補助者が訪問看護を行った場合	①複数名訪問加算（Ⅰ） （1）所要時間30分未満：2,540円 （2）所要時間30分以上：4,020円 ②複数名訪問加算（Ⅱ） （1）所要時間30分未満：2,010円 （2）所要時間30分以上：3,170円
緊急時訪問加算（Ⅰ） 24時間連絡体制があり、利用者の同意のもとに緊急時訪問等を必要に応じて行う場合	6,000円/月
特別管理加算 特別な管理を必要とする利用者（厚生大臣が定める状態にある方に限ります。）に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合	（Ⅰ）5,000円/月 （Ⅱ）2,500円/月
ターミナルケア加算 以前からサービスを行っている利用者が居宅で亡くなる前24時間以内にターミナルケアを行った場合	25,000円
退院時共同指導加算 病院、診療所または介護老人保健施設に入所中または入所中の利用者に対して、主治医などと連携して在宅生活における必要な指導を行った場合に1回（特別な管理を必要とする場合は2回）限り	1回につき6,000円
初回加算 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所または介護保険施設から退院または退所した日に看護師が訪問した場合	（Ⅰ）3,500円
新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合（または2ヶ月経過後、新たに訪問看護計画書を作成した場合）	（Ⅱ）3,000円
サービス提供ケア加算（Ⅰ） ①研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施、または実施を予定していること ②利用者に関する情報やサービスの提供にあたっての留意事項の伝達、または技術指導を目的とした会議を定期的で開催していること ③健康診断等を定期的実施すること	1回につき60円

その他の費用（実費）

死後の処置	10,000円
-------	---------